

野洲市国民保護計画 変更の概要

1 変更理由

これまで国民の保護に関する基本指針や滋賀県国民保護計画の変更及び本市地域防災計画の修正等があり、計画の追加及び変更等の必要がある。また、平成 29 年度実施した本市地域防災計画の修正を踏まえ、本計画の変更を行う。

2 国民保護に関する法律等の改正・変更の流れ

表 国民保護に関する法律、指針、県計画、市計画等の改正・変更のながれ（平成 30 年 3 月現在）

年次	○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）	○国民の保護に関する基本指針	○滋賀県国民保護計画	■野洲市国民保護計画	【参考】野洲市地域防災計画
H15	H15. 6. 13 制定					
H16		H16. 6. 18 制定				
H17			H17. 3. 25 作成			
H18				H18. 1 作成		
H19			H19. 1. 9、 H19. 10. 5 変更		H19. 3 作成	
H20			H20. 10. 24 変更			
H21			H21. 11. 6 変更			
H22			H22. 11. 9 変更	H22. 3 変更		
H23						
H24						
H25			H25. 3. 22 変更			H25. 7 修正
H26	↓	↓	H26. 5. 9 変更	H26. 11 変更		
H27	H27. 9. 30 最終改正	H27. 9. 30 最終改正	H27. 12. 15 変更			
H28			H28. 3. 29、 H28. 8. 24 変更			
H29			(H29. 12. 19 変更※)			H30. 3 修正

※国民の保護に関する基本指針（H29. 12. 19 変更）については、協議会後に変更されたため、次回変更時に反映予定

3 平成 29 年度の経緯

野洲市国民保護計画変更の平成 29 年度の経緯は、下表のとおりである。

時 期	項 目	内 容
平成 29 年 7 月 11 日	第 1 回 国民保護協議会	変更方針の確認、協議
7 月～10 月	変更素案の作成	変更方針を反映し、素案を作成
10 月	県との事前協議	変更素案に対する、県との事前協議を実施
10 月～12 月	変更案の作成	県との事前協議結果を変更素案に反映
12 月 19 日	第 2 回 国民保護協議会	変更案の確認、承認
平成 30 年 2 月 20 日	県知事に協議	変更案について、県知事に協議を実施し、承認を得た
3 月 15 日	第 3 回 国民保護協議会	県知事協議結果の報告、承認

4 主な変更点

(1) 「国民の保護に関する基本指針」、「滋賀県国民保護計画」の変更に伴うもの

○ 武力攻撃原子力災害時の対応に関する事項

原因にかかわらず、原子力災害が発生した場合の対応については基本的に同じであることから、国及び県と連携し、野洲市地域防災計画（原子力災害対策編）等の定め例により、下記事項を実施することに修正

- ・県が実施するモニタリングへの要員派遣等の協力
- ・国、県の指示に基づき、県及び医療機関と連携して安定ヨウ素剤の配布服用を実施
- ・国、県と協力し、関係機関へ応援要請を行い、スクリーニング及び簡易除染を実施
- ・国、県の指導・助言・指示に従い飲食物の摂取制限等を実施

○ 県内に UPZ※が及びこととなったことに伴う対応に関する事項

県内に UPZ が及びこととなり、野洲市地域防災計画（原子力災害対策編）が変更されたことに伴い、住民の避難誘導等の措置を追加

※UPZ・・・緊急時防護措置準備区域(urgent protective action planning zone)

○ 大規模集客施設等における避難対策の円滑化に関する事項

大規模集客施設等において、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとることを追加

○ 市町村国民保護計画変更の参考例（H29.8.3）の反映

(2) 野洲市地域防災計画等との整合

○ 野洲市地域防災計画の平成 29 年度修正内容を踏まえた変更

【例】避難行動要支援者名簿の活用について

○ 市の機構改革に伴う最新の組織・体制の見直し等（資料編）

【例】地域戦略室→市民病院整備課、生活安全課→危機管理課

○ 一般状況（人口、気象状況等）を最新の状況に変更

○ 災害時要援護者→避難行動要支援者の記述変更